

# 業務指示書

## ネパール国スルヤピナヤックードウリケル道路改修計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年5月14日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年5月19日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

**【業務主任(総括)について】**

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

**【その他の業務従事者について】**

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路建設事業に係るO/D、B/D、D/D、S/V

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任／交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：交通計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ネパール及び全途上国での業務の経験）
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路設計】

- 1) 類似業務の経験：道路設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 社会配慮／移転計画】

- 1) 類似業務の経験：社会配慮、移転計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ネパール 及び全途上国での業務の経験）
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年5月23日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
別紙「第3 業務実施上の条件」の「5. 現地再委託」に係る経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(NPR1 = 1.073 円, US\$1 = 102.58 円, EUR1 = 142.01 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/交通計画  
道路設計  
社会配慮/移転計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

18.76 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年6月6日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
ネパール国スルヤピナヤック-ドウリケル道路改修計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任／交通計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路設計	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 社会配慮／移転計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 事業の背景

ネパールにおいて、全国75郡のうち2郡の郡庁所在地には未だ幹線道路が通じず、道路密度(14km/100km<sup>2</sup>)は南アジア地域で最低レベル、また未舗装道路が全体の約5割を占めるなど、道路整備は未だ発展途上にありサービス水準も低い。ネパールの交通運輸体系は、その大部分を道路交通に依存しており、国家開発計画を達成する上で、既存道路網の改善と新規道路網の整備は重要な課題である。既存道路網の問題点としては、カトマンズ盆地と南部タライ地域及びインド国境を結ぶ幹線道路は事実上1ルートしかないこと、そのルートは例年雨期の土砂災害によりたびたび寸断されていること、東部タライ地域からカトマンズ盆地までは西部地域を迂回するために移動に時間がかかることが挙げられる。これらに起因する高い輸送コストや不安定な物流の改善のため、安定的かつ信頼性のある陸上ルートの確保が急務となっている。

こうした状況において、ネパール政府は国家開発計画の最上位に位置づけられる第13次計画アプローチペーパー(Thirteenth Plan, Approach Paper)(2013/14~2015/16年度)において、ネパール全体の社会経済発展を念頭に、安定的かつ信頼性のある運輸交通網の整備を目標に掲げている。また、戦略道路網整備計画(Master Plan for Strategic Road Network, 2005年)及び道路プログラムと優先投資計画(Sector Wide Road Programme and the Priority Investment Plan/Ten Year Primary Investment Plan, 2007年)において、本事業の対象であるスルヤビナヤック-ドゥリケル間や、これまで我が国が無償資金協力事業で一貫して支援してきたシンズリ道路(1996年~2015年2月完成予定、総額約258億円、計158km)の一部を含むミッドヒル・ハイウェイの建設が方針として掲げられている。首都の人口増加に伴う交通量増加を背景として、2012年の調査におけるスルヤビナヤック-ドゥリケル間の交通量は1万台/日以上に達しており、2015年のシンズリ道路の全線開通によりさらに交通量は増加する見込みである。そのためネパール政府はシンズリ道路につながるスルヤビナヤック-ドゥリケル間の道路(約16km)についても、現行のアスファルト舗装2車線から4車線に拡幅する事により、安定した物流網の構築を図り、ひいては同国の経済発展に資するものとして我が国無償資金協力による支援(約87億円)を要請した。

道路セクターに対して我が国は前述のとおり1996年以来シンズリ道路建設計画を無償資金協力にて支援しており、最終工区である第三工区(2/2期)建設(2012年7月~2015年2月完成予定)を実施しているほか、「カトマンズ-バクタプール間道路改修計画」(2008年7月~2011年9月)を実施した。また、シンズリ道路については技術協力プロジェクトとして「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト」(2011年12月~2015年12月予定)を実施中で、インフラの整備とともに維持管理能力の向上についても協力を行っているなど、一貫した協力を続けており、本案件についても実施の妥当性は高いと考えられる。

### 2. 事業の概要

#### (1) 目標:

スルヤビナヤック-ドゥリケル間の幹線道路が整備され、通行時間が短縮される。

## (2) 概要：

スルヤビナヤックードウリケル間の幹線道路約 16km の拡幅及び信号、街灯、側道、歩道橋などの設計・施工。

## (3) 対象地域（サイト）：

カトマンズ盆地東部 スルヤビナヤックードウリケル間幹線道路

## (4) 実施機関：

公共事業運輸省道路局

(Department of Roads, Ministry of Physical Infrastructure and Transport)

### 3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、ネパール政府から要請のあった「スルヤビナヤックードウリケル道路改修計画 (Project for the Improvement of Suryabinak Dhulikhel Road)」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において JICA がネパール側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

#### (2) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記のとおり計 4 回の現地調査実施を想定する。なお、第 3 回を除く第 1、2、4 回の現地調査に際しては、JICA から調査団員を各一週間程度参加させる。

第 1 回現地調査：最適な事業内容を検討するために必要な、事業の背景・内容の確認、交通量調査、道路・橋梁現況調査、環境社会配慮調査。

第 2 回現地調査：概略設計、概略事業費の積算、最終報告書案の作成等に必要調査、協議、情報収集を行うための現地調査の実施、情報収集、環境社会配慮調査。

第3回現地調査:先方関係者への設計内容の確認と環境社会配慮調査(手続きの支援)。  
第4回現地調査:最終報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席する会議を開催し、随時関係者と内容を確認・協議する。

(4) 既存資料の活用と過去の案件の確認

要請されている道路建設の必要性・妥当性の検証等に当たっては、本指示書参考資料に挙げたシンズリ道路建設計画関連の報告書等既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。また、本事業は同道路整備計画の一部を成すものであることから、我が国及び他ドナーにより実施された既往の道路建設計画の経緯、進捗状況および事業から得られた教訓等を確認し、本事業計画に反映すること。

(5) 事業効果に影響を与える関連事業の確認

現在、本事業と同様にカトマンズ盆地からインドに抜けるルートについては、世銀をはじめとするドナーが西側道路への支援を実施しているとともに、民間事業者が真北に抜けるルートのトンネル建設を行う動きがあるとの情報がある。これらは本事業で建設される道路の事業効果に影響を与えるとみられることから、事業計画の策定に当たってはこれら関連事業の確認を行うこと。

(6) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン)に掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当し、JICA 環境社会配慮カテゴリ A に分類されているため、ネパールにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、住民移転計画案の作成などを行う。なお、現時点で沿道の住戸等約 200 棟が影響を受けるとみられるため、対策は JICA 環境ガイドラインや現地情報収集を基に、道路線形を工夫して影響を受ける住戸等を最小限に留めるなど慎重に検討するとともに、ネパール側の移転費用捻出に係る財務能力などについても詳細に確認する。

(7) 道路コンポーネントの施工区分

ネパール政府より要請された道路の拡幅には、主な道路車線となる全 4 車線に加え、その両側に付随する側道の建設も含まれている。この施工については先方負担事項としての実施を検討するが、負担区分についてはネパール側の実施能力や計画における妥当性及び施工時期の差による排水溝の取り合いや、幅員による住民移転の規模が変わる事など技術的な課題を含め、JICA、ネパール側と協議しつつ検討を行う。

(8) 施工中の道路運用に対する検討

対象道路はカトマンズから南部タライ地域及びインド国境を結ぶ重要な道路であること、並行する幹線道路などが存在せず迂回路の確保が困難である事などから、運用中も可能な限り既存交通を阻害しないよう、施工中の影響を最小限にとどめるような施工計画を検討する。

#### (9) 道路整備案件に係る他案件からの教訓の活用

JICA 道路整備事業における技術的課題については、「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）」にて検討がなされており、本調査にあたっては技術的に参考とする。

### 6. 業務の内容

#### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

#### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

#### (3) 事業の背景・経緯の確認

1) ネパールにおける道路整備事業に係る上位計画（第13次計画アプローチペーパー（2013/14～2015/16年度）、戦略道路網整備計画及び道路プログラムと優先投資計画を含む。）を確認する。

2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。

4) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容および彼らの保有する道路建設事業の教訓等を確認する。

#### (4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関である公共事業運輸省道路局の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

また、維持管理を行うと想定される Division Road Office Bhaktapur についても同様に維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を具備しているか確認する。

#### (5) サイト状況調査

##### 1) 道路現況調査

対象区間において、地表踏査、聞き取り調査、既存資料の分析により、インベントリー調査を実施し、対象地域・道路の現況を把握する。特に雨季における路面状況等を確認する。なお、単に道路を中心とした狭い範囲の施設状

況や土地利用の調査を行うだけでなく、広い範囲での沿道の自然状況（植生等）、湿地帯等の存在も調査する。また、最終的には、自然条件調査の情報（調査箇所、調査内容等）も加え、測量で得られる地形図に映像情報とともに取りまとめ、可能な限り現況情報を網羅したものとする。また、実施段階での情報の更新、及び入札図書の一部とすることも考慮する。また、道路拡幅に伴う技術的な課題、用地取得上の課題、コスト等を整理し検討を行う。

## 2) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、道路建設予定区間において、別紙1に示す自然条件調査を行う。自然条件とは、気温、降雨量、路床強度などの他、路面温度、地下水の状況、及び問題土の性状の把握も含まれる。路面温度は、対象道路または近隣のアスファルト道路の路面温度を観測する。地下水や問題土については、舗装構造に影響を与える地下水や問題土の存在を現地調査、テストピット、必要に応じてボーリング調査および採取した試料の各種試験などで把握し、可能な範囲で適切な対策工を提案する。ただし、地下水の挙動を完全に把握することは難しいため、工事中のモニタリングの必要性と追加費用についても検討を行う。本件については、現地再委託にて実施することを認めることとし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

## (6) インテリム・レポート（1）（2）の説明・協議

第1回、第2回のそれぞれにつき現地調査結果及びその後の国内解析を踏まえたインテリム・レポートを作成し、JICAとの協議を行ったうえでそれぞれ第2回、第3回現地調査時にネパール側に説明し、内容につき合意を得る。インテリムレポート（1）においては事業スコーピング案の提示を、インテリムレポート（2）においては概略設計にかかる検討案の提示と環境社会配慮手続きの支援を中心に内容を取りまとめること。る。

## (7) 環境社会配慮

### 1) 環境社会配慮に係る調査

本事業は、JICA環境ガイドラインに掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するため、JICA環境社会配慮カテゴリAに分類されている。ネパールにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行うこと。

### 2) 環境アセスメント報告書案の作成

ア. JICA環境ガイドラインに基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、1-3世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex Bに記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリB 案件報告書執筆要領」を参考にする。相手

国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求め、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

- イ. 環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。
- (ア) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
  - (イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
    - ア) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
    - イ) JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
    - ウ) 関係機関の役割
  - (ウ) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
  - (エ) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)
  - (オ) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
  - (カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
  - (キ) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の検討
  - (ク) 予算、財源、実施体制の明確化
  - (ケ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

### 3) 住民移転計画案の作成

JICA 環境ガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下ア～サを含めることとする。具体的な作成手順については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求め、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

#### ア. 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と JICA 環境ガイドラインの乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方

法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

#### イ. 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する

#### ウ. 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

(ア) 人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始前にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

(イ) 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

(ウ) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。

#### エ. 損失資産の補償、生活再建対策の立案

(ア) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。

(イ) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償のほか、同立地、同生産性を有する代替地の提供を検討し、提供できない場合はその理由を記載する。

(ウ) OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

(エ) 移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有るこ

とに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

#### オ. 移転先地整備計画の作成

取得される土地に比べ潜在的な生産性や立地の優位性を考慮したうえで移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道や区画道路等)の整備計画、社会サービス(学校、医療等)提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

#### カ. 苦情処理手続きの検討

事業対象地にある既存の苦情処理手続きを活用すべきか、新たに苦情処理手続きを構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理手続きに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

#### キ. 実施体制の検討

(ア) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。

(イ) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。

#### ク. 実施スケジュールの検討

①補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、②移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

#### ケ. 費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

#### コ. モニタリング・事業終了評価方法の検討

(ア) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

(イ) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

(ウ) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

#### サ. 住民参加の確保

社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該

戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

- 4) 本事業実施に当たりネパール側で必要となる環境社会配慮の手続きの内容について確認し、環境許認可取得のスケジュールを検討、必要な書類の作成及び手続きを支援するとともに、進捗をフォローする。
- 5) 本事業は JICA 環境社会配慮カテゴリ A に分類されているため、事業スコープ確定時、調査報告書ドラフト作成、審査実施時の三回にわたり、JICA 環境社会配慮助言委員会 WG が開催される予定である。当日の WG に出席するとともに、WG に必要となる資料作成を行うこと。資料作成に当たっては JICA との協議に必要な時間も考慮のうえ、十分に時間的余裕をもって準備を行うこと。

- (8) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、  
運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。  
施工計画・積算の必要精度を確保するため、ネパール側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等）を確認・整理する。
- (9) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路整備実績、道路設計と施工、現況確認、各種教訓の確認  
道路の舗装構成を検討するに当たり、隣接事業や交通条件、自然条件、及び土地利用条件の類似した事業に採用されている舗装設計法や舗装構造の資料を入手する。また、カウンターパート機関等の類似事業担当や関係するコンサルタントに対し、設計時、施工時、維持管理夫々の時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これらの情報を計画に反映させる。
- (10) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）  
本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格等）を調査する。
- (11) 交通量調査と将来交通量推定  
対象地域の交通状況を把握するとともに、将来交通需要予測及び事後評価に必要な基礎データを整理するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、交通量調査を実施する。調査については、曜日変動、季節変動、及び道路供

用後の転換交通量を反映できる調査を計画し実施する。また調査結果及び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画、および、「5. 実施方針及び留意事項（5）事業効果に影響を与えうる関連事業の確認」の項に示す事業調査を踏まえ、将来交通量を予測する。交通量の需要予測に使用するパラメータについては、道路の通過する地域の土地利用、広域的な道路ネットワークや道路密度等を十分検討し、安全率を見込んだ適切なパラメータを検討の上随時 JICA に協議することとする。具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）は、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。なお、本調査は現地再委託又は調査補助員の活用を認める。

#### （1.2）事業内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取るものとする。

##### 1）計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

##### 2）基本計画（計画道路の基本的仕様、舗装設計）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

なお、道路線形、仕様に関しては、自然条件調査等を元にしつつ施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

##### 3）概略設計図

##### 4）施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

道路計画についてはネパール側関係機関に十分に説明・協議し、同機関の合意を得た上で、概略設計の対象とする道路計画を決定する。なお、ネパール側関係機関への説明は、検討の内容が一方的な提案とならないよう十分な合意形成を行い、実現可能な内容となるよう留意する。

#### （1.3）相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）並びに無償資金協力として事業を実施する際のネパール政府の税金対策・還付措置を整理する。

(14) 事業の維持管理計画策定

Division Road Office Bhaktapur が行うことになると想定される対象道路区間の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法を検討する。

(15) 事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及び事業の維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2011年3月改訂版）」（以下、無償報告書ガイドライン）に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア. 実施時期

イ. 事業費（総事業費及び内訳）

ウ. 概略の仕様

エ. 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ. 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ. 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(16) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(17) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

## (18) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、建設予定道路間の①平均速度向上(km/h)、②通行時間短縮(分)等を想定している。

## (19) 準備調査報告書(案)の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

## (20) 準備調査報告書(案)の説明・協議

概算事業費を含む上記準備調査報告書(案)をネパール政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

## (21) 準備調査報告書等の作成

ネパール政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(9)から(12)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 業務計画書                   | : 和文3部             |
| (2) インセプション・レポート            | : 和文8部<br>: 英文10部  |
| (3) 第一回現地調査結果概要             | : 和文10部            |
| (4) インテリム・レポート(1)           | : 英文20部            |
| (5) 第二回現地調査結果概要             | : 和文10部            |
| (6) インテリム・レポート(2)           | : 英文20部            |
| (7) 第三回現地調査結果概要             | : 和文10部            |
| (8) 準備調査報告書(案)              | : 和文10部<br>: 英文10部 |
| (9) 概略事業費(無償)積算内訳書          | : 和文2部             |
| (※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。) |                    |
| (10) 概要資料                   | : 和文1部及びCD-R1枚     |

(※完成予想図を含む。)

- (1 1) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 1 枚  
(※完成予想図を含む。) : 英文 (製本版) 18 部及び CD-R 3 枚  
: 和文 (簡易製本版) 3 部及び CD-R 1 枚
- (1 2) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償報告書ガイドラインを参照することとする。

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2014年7月上旬より第1回現地調査（スコーピング）を行い、同9月上旬から第2回現地調査（概略設計）、概略設計を纏める途上における同12月中旬を目途に第3回現地調査、翌2015年5月頃に第4回現地調査（概要説明）を実施することを想定する。同年8月中旬までに概要資料、11月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

	2014							2015年								
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6-7月	8月	9-10月	11月
事前準備	□															
第1回現地調査(スコーピング)		■														
国内作業①			■													
第2、3回現地調査(概略設計)				■	■		■									
国内作業②																
協力準備調査報告書案提出											▲					
第4回現地調査(概要説明)												■				
概要資料提出														▲		
報告書提出	▲		▲				▲									▲
	IC/R		I/R1				I/R2									E/R

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 33.3M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／交通計画（2号）
- 2) 道路設計（3号）
- 3) 橋梁・構造物設計
- 4) 施工計画・積算
- 5) 環境配慮
- 6) 社会配慮／移転計画（2号）
- 7) 交通量調査／需要予測
- 8) 自然条件調査（地形・地質）
- 9) 自然条件調査（水理・水文・気象）

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

#### 3. 配布資料

関連資料として以下の事業に係る報告書、関連情報が JICA 図書館 (<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) 及び JICA ナレッジサイト ([http://gwww.jica.go.jp/km/km\\_frame.nsf](http://gwww.jica.go.jp/km/km_frame.nsf)) にて閲覧可能です。

## 【開発調査】

- ・「シンズリ道路建設計画」(1986年～88年)
- ・「ナラヤンガードームグリーン道路防災管理計画調査」(2007年～09年)

## 【無償資金協力】

- ・「シンズリ道路建設計画(第一工区)」(1995年～97年)
- ・「シンズリ道路建設計画(第四工区)」(1997年～2001年)
- ・「シンズリ道路建設計画(第四工区)緊急復旧計画」(2003年)
- ・「シンズリ道路建設計画(第二工区)」(2000年～08年)
- ・「シンズリ道路建設計画(第三工区(1/2期))」(2009年～11年)
- ・「シンズリ道路建設計画第三工区(2/2期)(前段)」(2011年～実施中)
- ・「シンズリ道路建設計画第三工区(2/2期)(後段)」(2012年～実施中)
- ・「シンズリ道路(第二工区)斜面对策」(2012年～実施中)
- ・「カトマンズ-バクタプール間道路改修計画」(2008年～11年)

## 【技術協力】

- ・「道路維持管理強化プロジェクト」(2011年～実施中)

## 【個別専門家】

- ・「道路計画・維持管理アドバイザー」(2003年～2011年)

## 【基礎研究】

- ・「アフリカ(エチオピア、ガーナ、タンザニア)資金協力事業による道路整備計画のあり方(基礎研究)」(2013年)

以下は業務指示書配布時に併せて配布いたします。

- ・環境プロファイル(Profile on Environmental and Social Considerations in Nepal, 2013年1月)
- ・カテゴリB案件報告書執務要領
- ・第13次計画アプローチペーパー(Thirteenth Plan, Approach Paper, 2013/14～2015/16年度)
- ・戦略道路網整備計画(Master Plan for Strategic Road Network, 2005年)
- ・道路プログラムと優先投資計画(Sector Wide Road Programme and the Priority Investment Plan/Ten Year Primary Investment Plan, 2007年)

#### 4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程(案)

##### (1) 第1回現地調査(スコーピング)

- 1) 団員構成：総括、計画管理、環境社会配慮審査
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

##### (2) 第2回現地調査(概略設計)

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約8日間

- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画および設計方針を検討し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(3) 第4回現地調査（概要説明）

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約8日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査については別見積もりとする。

- (1) 交通量調査
- (2) 気象調査及び水利・水文調査
- (3) 地形調査・地質調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、ネパール国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

6. 調査補助員

また、下記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。

- (1) 交通量調査の実施または補助、データ整理、分析
- (2) 水理・水文、気象調査に係る資料収集等
- (3) 環境社会配慮調査にかかる現地調査、資料収集等

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザル作成ガイドライン」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAネパール事務所、在ネパール日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

以上

(別紙1)

ネパール国スルヤピナヤックードウリケル道路改修計画準備調査  
にかかる自然条件調査仕様書

## 1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

## 2. 調査項目

## (1) 気象調査及び水理・水文調査

調査目的 : 道路設計、橋梁設計等の検討に必要な河川の特徴を把握する  
 調査位置 : 施工予定区間とその周辺  
 調査内容 : ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集、河川水位、河床変動、流量、流速、降水量等  
 実施方法 : 直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の備上を認める）  
 成果品 : 観測記録、分析結果等

## (2) 地形測量

調査目的 : 道路設計、既設道路の拡幅設計および施工に必要な地形や河川の情報を把握する  
 調査位置 : 施工予定区間とその周辺  
 調査内容 : 平板、基準点、中心線、横断、縦断、河川縦断、河川横断等の各種測量  
 実施方法 : 直営または現地再委託  
 成果品 : 地形図、縦横断図等

## (3) 地質調査

調査目的 : 道路設計および施工に必要な地質の状況を把握する  
 調査位置 : 調査位置 : 施工予定区間とその周辺  
 調査内容 : ボーリング、標準貫入試験、土質試験、CBR 試験、骨材材料試験等  
 実施方法 : 直営または現地再委託  
 成果品 : 地質調査報告書等